	令和2	年度第2	回南部	町農業都	美員会総	会会議録	录	
招集年月日	令和 2	年5月8日	(金)					
招集場所	南部町	「役場天萬庁?	舎 3 階	富有まんて	んホール			
開会時間	13時	₹30分						
閉会時間	15時	〒25分						
農業委員	番号	氏	名	出・欠	番 号	氏	名	出・欠
出欠	1番	市川	春 樹	出席	5番	野口	孝 志	出席
	2番	糸 田	雅樹	出席	6番	竹 内	友 夏	出席
	3番	井 上	雅夫	出席	7番	恩 田	一秀	出席
	4番	庄倉 三	三保子	出席				
農地利用最適	8番	野口	龍 馬	出席	14番	頼 田	洋 子	出席
化推進委員	9番	遠 藤	宏 明	出席	15 番	井 上	武	出席
出欠	10番	恩 田	真 季	出席	16 番	田 邉	元 史	出席
	11 番	林 原	敏夫	出席	17番	作野	英 明	出席
	12 番	池田	和雄	出席	18 番	遠 藤	健 一	出席
	13 番	吉次 純	一郎	出席				
議事録署名委員	4番	庄倉	三保	子 子	5番	野	- 口 孝	志
出席吏員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 小森 宏美 産業課課長補佐 本田 秀和							
傍 聴 人								

	付議案件				
議案番号	提出議案の題目				
第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について				
第 2 号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について				
第 3 号	非農地証明書の交付について				
第 4 号	農用地利用集積計画案の決定について				
第 5 号	農用地利用配分計画の意見照会について				
第 6 号	B判定農地における特別委員会の判定結果について (資料別添)				
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について				
その他	令和2年度第3回南部町農業委員会総会日程				

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	岡田局長	ただいまより、令和2年度第2回南部町農業委員会総会を開会致しま
		す。本日の欠席者はいません。農業委員会等に関する法第 27 条及び農
		業委員会会議規則第 5 条により本会は成立していることを報告致しま
		す。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨 拶	会 長	一省略一
3. 議事録	岡田局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長と

思々禾具ひが		1
署名委員及び書記の指名		して進行をお願いします。
音品マグヨ石	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、4番
		庄倉三保子委員、5番 野口孝志委員、書記につきましては小森宏美職
		員にお願いします。
4. 議事	議長	『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可に
議案第1号		ついて』を上程致します。
農地法第3条	岡田局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につい
の規定による		て、許可することの可否について採決を求めます。内容について局長補
許可申請に対		佐より説明いたします。
する許可につ	局長補佐	【 議案第1号朗読及び説明 (議案書 2 💝)】
いて		
		番号 1
		土地の表示: 登記:田 現況:畑 66 m ²
		登記:田 現況:畑 95 m²
		登記:田 現況:畑 0.74 m²
		合計:田3筆 161.74 m ²
		譲渡人: 耕作面積:2,563 m ²
		譲受人: 耕作面積:4,839 m ²
		所有権移転、売買
		からが売買で取得し利用するための申請である。全
		部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。
		売買価格は 10 a あたり 円で売買価格は 円と聞いておりま
		す。
		お2人のご関係ですが、今は更地になっていますが昔 さんのお隣
		に さんのご実家がありまして、同じ集落内のご近所という関係で
		す。
		番号 2
		土地の表示: 登記:畑 現況:畑 406 m ²
		登記:田 現況:畑 1,669 ㎡
		登記:田 現況:田 2,707 ㎡
		登記:田 現況:田 2,366 ㎡
		合計:田3筆 6,742 ㎡ 畑1筆 406 ㎡
		 譲渡人: 耕作面積:6,017 m²
		護受人: 耕作面積:11,167 m²
		所有権移転、贈与
		NITH IN IN A
		から が贈与で取得し利用するための申請である。
		全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしていま
		主部効率利用委件・展作業市時促事委件・下限面積委件を個だしていま す。お二人のご関係ですが、親戚同士の関係だそうです。
		ヵ。マコ━/ペシン~ 対 ホヘヵルザ、税 秋 円工が 実 ボ/にてリじり。
	举 目	『送安笠 1 旦 典地汁笠 2 冬の担ウルトフ かゴカキルサーフ かゴル
	議長	『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可に
		ついて』質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。

	庄倉委員	さんのご関係が親類と聞きましたが、今日現地調査に伺いました
		ら柿の木の手入れがしてありました。今まではどなたがしておられまし
		たか。
	局長補佐	さんが耕作しておられました。
	庄倉委員	分かりました。
	作野委員	番号1ですが、売買で さんが買われましたが、今後の作付の計画
		があれば教えて頂きたいです。
	局長補佐	作物は野菜を植えられると聞いています。
	作野委員	分かりました。
	議長	他にご異議ございませんか。
	議長	無いようですので、『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申
		請に対する許可について』議決承認されました。
議案第2号	議長	『議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可に
農地法第5条		ついて』を上程致します。
の規定による	岡田局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につい
許可申請に対		て、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許
する許可につ		可することの可否について採決を求めます。内容につきまして説明致し
いて		ます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【 議案第2号朗読及び説明 (議案書2~3 ター)】
		番号 1
		土地の表示: 登記:畑 現況:畑 1,234 m ²
		登記:畑 現況:畑 87 ㎡
		譲渡人:
		譲受人:
		契約種別:売買 用途:雑種地 太陽光発電設備
		 この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められ
		ないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に
		 該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。売買価格は 10 a あ
		たり 円、2筆での合計売買価格は 円と聞いております。
		なお、事前に配布できなかった資料を本日お手元に配布しておりま
		す。A4 サイズと A3 サイズの 2 枚ございます。太陽光パネルの図面です
		のでご覧ください。
		以上です。
	議長	ただ今事務局より説明がありました。
		この件について本日現地調査を行っておりますので、庄倉委員さんご
		説明をお願いします。
	庄倉委員	本日9時より、恩田会長、市川委員、糸田委員、井上雅夫委員、恩田
		真樹委員、野口孝志委員、野口龍馬委員、田邉委員、井上武委員、庄倉
		の現地調査委員と、事務局から岡田局長、潮局長補佐、本田産業課課長
		補佐で現地確認に行きました。 相手ししては、 ていく冷中
		場所としては に入った最初の家を山の方に上がっていく途中 ボオーナ サスト・スナース 現地 調本 次半 の 11 0% ごになりませた。
		です。太陽光としましては、現地調査資料の 11 ページにありますよう
		に、広範囲に太陽光の設置が予定されていますが、農地としてはその一
		部だけです。9ページにありますように、農地が2箇所です。この土地

		は元々竹林になっていたものを、整地をして今は畑になっています。去年の末くらいには作物が植えてありましたが、今は畑の格好でそのままになっています。排水に関しては、 さんと相談をしまして、道路の方に流れる形で、 の下側に水路がありますのでここにも流すと言う事で話をしています。一番下はL型擁壁を設置すると言う事です。その下には産廃業者が物を置いていますが、そこにもL型擁壁を設置します。農地はほんの僅かですけれども、他の所に影響はないと言う事で転用は仕方が無いかなと思います。
	議長	ただ今説明がありました議案第2号につきまして、質疑を受けたいと 思います。 ご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申 請に対する許可について』議決承認されました。
議案第3号 非農地証明書	議長	『議案第3号非農地証明の交付について』を上程いたします。 提案者からの説明を求めます。
の交付につい	岡田局長	議案第3号非農地証明書の交付について。下記土地について交付申請
て		のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めま
		 す。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【『非農地証明の交付について』朗読(議案書4分)】
	的政而压	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		番号 1
		土地の表示: 登記・畑 現況・宅地 251 ㎡
		所有者:
		 現地を調査した所、無断転用で建物が建っていました。事前着工で
		工事を行っていたため、顛末書を提出していただきました。顛末書の
		内容ですが、明治時代から代々この地について農地と言う認識がな
		く、宅地として使用していたとの事です。併せて明治時代からこの農
		地には物置が建っており、昭和時代になりますとアスファルト舗装、
		更に地下には下水道管が通っていたそうです。この様に20年以上に渡
		って宅地として使用していたそうです。非農地証明の根拠ですが、20
		年間そう言った状況でしたが、確認できるものがございませんでした
		ので、平成2年国土地理院の航空図面で確認しているというもので
		す。現在は明治から宅地部分に建っていた建物は取り壊し、新たに一
		般住宅が建てられていますが、残地の部分に今後車庫を建てられると
		言う事です。
		番号 2
		土地の表示: 登記・畑 現況・山林 283 ㎡
		登記・畑 現況・山林 763 m ²
L	1	ı

		登記・畑 現況・山林 19 ㎡
		所有者:
		昭和 50 年より耕作をしておらず、山林化したものです。
		非農地証明の根拠ですが、こちらも 20 年間そう言った状況でした
		が、確認できるものがございませんでしたので、平成2年国土地理院
		航空図面で確認しているというものです。
		こちらについても現地調査を行っておりますので、庄倉委員説明を
	MX X	お願いします。
	上倉委員	
	压启安良	場所ですが から入った所の の集落内です。15ページに地図
		があります。17ページの写真を見ますと申請地と記載がありますが、
		その下側、家に向かって左側の方に最近建てられた新しい家がありま
		して、顛末書を出されたものです。上側の申請地と矢印がある辺りは
		空き地となっていますが、合板が敷いてありまして駐車場として使っ
		ていた気配が見受けられました。無断でされているなと言う印象でし
		た。前が道路ですが、道路との境界もきちんとしていないような気は
		しますが、以前からそのように使っていたと言う事で顛末書も出てい
		ると言う事ですが、現地としてはこの様な状況だったと言う事です。
	議長	この件につきまして、補足があります。空き地になっていた農地が
		駐車場として使われていた形跡がありました。無断転用しておきなが
		ら、未だに轍がついている。今も使用していると言う事で反省の色が
		見られない。この会で承認されても、一カ月は使用してはならないと
		本人にも伝えるように事務局に伝えました。
	庄倉委員	番号2番について説明します。
		こちらの3筆ですが、どれも山林化していて現地まで行くことができ
		ず、遠くからしか見えないほどでした。確かに木が沢山生えていて、
		農地ではないと遠目からですが確認が出来ました。
	議長	ただ今説明がありました議案第3号につきまして、質疑を受けたいと
		思います。
		ご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、『議案第 3 号非農地証明の交付について』議決承
		認されました。
議案第4号	議長	『議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致しま
農用地利用集		す。提案者より説明をお願いします。
積計画案の決定について	岡田局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のと
定について		おり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項にお
		住により職人を求めまり。 展来程呂基盤照化促進伝第 10 呆第 2 頃にわ いて定める事項は別添の明細書の通りでございます。
		内容について局長補佐より説明いたします。

局長補佐	議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明いたします。
	【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読
	(議案書 5~11 ∮⁻)】
	整理番号 106番~109番
	設定を受ける者: 3名
	設定をする者 : 4名
	設定をする土地: 11 筆 計 13,221 ㎡
	[農地中間管理権を取得する場合]
	整理番号 370番~372番
	設定を受ける者: 1名
	設定をする者 : 3名
	設定をする土地: 8 筆 計 12,836 ㎡
	以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全
	て満たしています。
	中間管理権を取得する案件につきましては、この次の議案で説明をさ
	せて頂きます。ご審議をよろしくお願い致します。
 議 長	ただ今説明がありました議案第4号につきまして、質疑を受けたいと
F.A. 7.	思います。
	ご異議ございませんか。
田邉委員	107番についてですが、 さんは の方だったかと思い
	ますが、仕事をしながら約2町圃もの田を自分なりにやっていきたい
	と。 さんが さんの息子さんであると言う事は認識しています
	が、この方の農地の動きを見ておりますと、一旦返されたり、借受けら
	れたりと変動が激しい。そういう中で、この方は実際に耕作ができるの
	か。 勤めながらと言う事をお聞きしたいです。
	さん一人でできるのかどうかを教えてください。
局長補佐	お父様の代からこの農地は利用権設定されています。耕作をお願いす
	る上で他の方よりも土地の利用に精通しておられるので、効率的に耕作
	ができますし、お母様や奥様や親族の方からご協力を頂ける状況だと聞
	いております。また地権者の方から さんにお願いしたいと言う強い
	 希望もございますし、利用権設定をして農地を守っていきたいと言う本
	人の希望もあります。
田邉委員	関連した質問です。と言う事は朝仕事前に さんが農作業をしてか
, ,,,	ら仕事に行かれると。或いはご家族の方がトラクターを運転して耕作を
	されると言う様な理解でよろしかったでしょうか。
局長補佐	機械の運転などはご家族ではなく本人がされます。
議長	従事日数が80日で2町の耕作を一人でされると言うのは、本当に出
	来るのか非常に心配です。 も忙しいと聞いています。
	確かに 勤めていますが、朝や土日も出て作業をされると言う
	事です。
議長	私は さんが土日などに作業されている姿を見たことがありませ
	ん。確認ですが、又貸しはしていないですよね。法に触れるようなこと
	があってはなりません。

局長補佐	そう言った事は無いと聞いています。
糸田委員	昨年、お父様の さんが体調を崩された際に に作業の委託
	の話がありまして、亡くなられた後は昨年については さんと協力し
	ながら でお手伝いをさせて頂いておりました。今年農地を整理
	しようと言う事で、農業委員会と さんと産業課と相談をして、
	今回利用権設定としてあがった農地は引き続き さん本人が耕作を
	行う農地です。作業はご家族と一緒にされますが、 も協力しま
	しょうと言う事になっています。他の農地につきましては前回も議案に
	上がっておりましたが、で集積をしていきます。さんがで
	きない部分はで協力をしていくと言う事です。
作野委員	先ほど事務局からは耕作はご自身とご家族でやると聞きましたが、
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	人とされているとのことですが、事務局にもこの話はあったのでしょ
	うか。
局長補佐	このことは事務局も聞いておりました。説明が不足してすみませんで
/ 3 Z C III I I I	した。
議長	今確かめたいのは、彼は で又貸しはあってはならないと言う事
14X X	です。又貸しは法的に間違った事です。が法に触れる等あってはな
	らないと言う事は肝に銘じておかなければなりません。もしも法的に間
	違ったことをすれば、 さんの身に降りかかってきます。そう言った
	事をきちんと確かめてください。議事録にも記録をお願いします。
	わかりました。
庄倉委員	
	ら秋までの期間で作業を行わなければなりません。日数的にかなりハー
	ドになるかと思いますが、そういった所は大丈夫でしょうか?
局長補佐	改めて確認をしたいと思いますが、この日数は さんだけのもので
** =	すので、ご家族の分が含まれておりません。
議長	であるならば、この農業経営の状況の項目に雇用労働力として日数を
	記入してください。本来は記入するべきことです。諸々確認していただ
	いて、今回は保留にしてはいかがでしょうか。今回の案件はの方で
	すので、そう言った事をきちんと確認を取らねばいけません。今回は保
	留にして、再度きちんと聞き取りと調査をしてもらってから提案でいか
	がでしょうか。
田邉委員	もう一つだけ質問をさせてください。 委員に質問ですが、相互協
	力をされるときに、契約書を交わされているのでしょうか。先ほどから
	言っておりますが、相手はの方ですので法的に認められるような形
	での契約書が交わされているのかどうか教えてください。
糸田委員	うちの規定の中に作業受託費と言うのを設定していますので、その委
	託費でもって作業を受託すると言う事です。書面での契約は交わしてい
	ません。
田邉委員	分かりました。
	事前審査でも問題になりました。解約や契約が度重なっているため、
議長	111111111111111111111111111111111111111
議長	本当にきちんとできるのか。できる範囲でやってもらえれば問題ないの
議長	
議長	本当にきちんとできるのか。できる範囲でやってもらえれば問題ないの

	I	
		会長が事務局に問い正しました。返答ができるように徹底的に調べるよ
		うに言いました。又貸しの意味を事務局がよく分かっていないようです
		ので、認識を深めて確認をして調査をし、再提出していただきたいと思
		います。
	議長	市川委員からもこういった意見が出ました。今回は107番、108番は
		保留にしたいと思いますがよろしいでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	106番、109番はご異議ございませんか。
	一同	なし。
		- v
	議長	無いようですので、『議案第4号 農用地利用集積計画案の決定につ
	->/- I	いて』106番、109番のみ議決決定されました。
議案第5号	議長	議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたし
農用地利用配		ます。
分計画の意見		提案者より説明を求めます。
照会について	本田	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、
	課長補佐	下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規
		程に基づき意見を求めます。
		【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書 12~
		13 🚰 🕽 .
	議長	議案第5号につきまして提案者より説明がありました。質疑を受けた
	HJA 70	いと思います。ご異議ございませんか。
	田邉委員	のものですが、それぞれが現金と物納になった理由を教えて
	山燈安貝	ください。
	m	
	本田	で、賃借料は現金を希望される方の場合は円、物納を
	課長補佐	希望される方の場合は玄米 kgと言う事で、こちらの賃料につきま
		しては平成30年4月からされていると言う事でした。なお、今回玄米
		で希望されている3筆は、 にお住いの さんの農地です
		が、ご本人の希望で玄米での支払いでお願いしたいと言うことだったの
		で、基準に沿った形として 10a あたり玄米 kgで契約をすると伺い
		ました。以上です。
	田邉委員	わかりました。
	議長	ご本人の意向により物納と言う事です。
		他にご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会につ
	NA ACH	いて』は議決承認されました。
	議長	議案第6号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』を
B判定農地に	既 以	世程致します。提案者説明をお願いします。
	日日谷山	上性致します。佐条有説明をわ願いします。 別添資料をご覧ください。4月14日に行いました特別委員会による
おける特別委員会の制定は	局長補佐	別の質性をご覧ください。4月14日に打いました特別委員会による 現地確認資料です。この日の特別委員会では、 の4か所について現
員会の判定結		地確認を行いました。 $1\sim24$ 番までが 地区、 $25\sim34$ 番までが
果について		地区、35~39 番までが 地区、40~46 番までが 地区です。詳し
		くは担当農業委員より説明をお願いします。
	* E	では、田邉委員ご説明をお願いします。
	議長	「 では、 山屋安貞 こ配列 これの原く しよう。
	田邉委員	4月14日9時より、恩田会長、市川委員、井上武委員、野口孝志委

5.報告	議 一 議	さんと言う から上に上がっていく、資料ですと の家ですが、昔は田や畑で耕作していましたが、今は雑木が生えている状態で昔の様相を維持していない。そして今後耕作者もいない、と言う事で皆さんとこれならばやむを得ないと言う事で非農地が妥当だと判断しました。次に という場所ですが、 の公民館の上に さんやさん、 さんの農地がございます。全部で約5反半の農地ですが、今はもう竹林になっていまず。こちらも皆さんで確認し、竹林であると、今後開墾して農地として使うのは難しいだろうと。非農地でやむを得ないと判断しました。次に と言う所です。こちらは の手前のバス停がある所です。 に抜ける農道がありましてそこに入ると山がありまして、これも昔は畑だったものですが、今はもう竹が生い茂っていて雑木が生えています。こちらも皆さんで見たところ非農地でやむを得ないと判断しました。次が の手前の右、道路際です。ここを新たに耕作がされることはまずないだろうと。誰が見ても森になっている状況ですので、やむを得ず非農地と言う事で判断しました。以上です。 田邉委員さんから現地調査について説明がありました。議案第6号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。 無し。 無いようですので議案第6号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』原案通り議決承認されました。 (休憩 14:32~14:40) 報告(1)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
(1) 農地法第 18条第6項 の規定による	岡田局長	農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法施行規則第
通知について		68条の規定により提出された下記の通知について、下記のとおり報告 します。
		内容について局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読
		(議案書 14~15 ポー】 1、2 番の農地につきましては、いずれも中間管理機構に出す分です。
		1、2番の展地につきましては、いりれも中間管理機構に出り分でり。 3番は に特定作業受委託をされると聞いています。
		4番は本日農地法3条で許可頂いたものです。所有権移転をされたの
		ち、 さんと さんで利用権設定をされると聞いていま
		す。 さんは の代表をされています。
	議長	只今説明があった件について質疑を受けます。
		何かございませんか。
	田邉委員	4番ですが、 さんが さんと僅か2カ月足らずで解約を
		し、今後 さんがされることになると思いますが通常2カ月足ら
		ずでの解約はあり得ないと思いますが。
	局長補佐	元所有者の さんですが、南部町から離れて 50 年経つと言う
		事で、現在はにお住まいですが、管理が難しいと言う事で特に農
		地については さんに所有権移転となったわけですが、所有者の 音句で介で見名に贈与したいと言る東でした。実際は介まで さ
		意向で全て早急に贈与したいと言う事でした。実質は今まで さ
		おんにしていただくと言う事でご理解いただけたらと思います。
	田邉委員	もう一度 さんと さんで契約を結ばれると言うこと
		でしょうか。
I	1	

	局長補佐	さんと さんで利用権設定をされると聞いています。
	庄倉委員	話を戻すようですみませんが、議案第 1 号の番号 2 でこの農地は
		さんが作っておられますかと言う質問をした際にはそうですと仰
		いましたが、 さんが耕作していたと言うことでしょうか。
	局長補佐	議案第1号をご覧ください。 と、 につきましては柿
		畑で、こちらについては さんが管理していました。 と
		は さんが耕作管理されています。 さんに所有権が移っ
		た後も、 さんが耕作されます。説明が不足し申し訳ございませ
		λ_{\circ}
	野口孝志	少し補足をします。本日現地確認で最初に行った柿畑は さん
	委員	が耕作されています。二番目に見た柿畑は さんが以前から作っ
		ておられまして、さんに所有権が移った後も引き続きさんが
		耕作すると言う確約を頂いています。田の方は の が以前か
		ら耕作していましたので、名義が変わるだけでそのまま継続して耕作さ
		れます。
	議長	議案第 1 号について誤りはありません。まずは さんから
		さんに所有権が移った後、それぞれ利用権の設定がされると言う事
		です。
	局長補佐	来月利用権設定の申請をされます。利用権が移ってからでないと議案
		に上げられないため来月になります。
	作野委員	4番の土地の表示ですが、報告事項では となっていますが、
		議案第 1 号では となっていますがどちらの小字が正しいのでし
	I N II	ようか。
	局長補佐	議案第1号の方が正しいものです。大変失礼いたしました。
		今回1ヵ月程度での解約になりましたが、本人からの贈与を進めたい
		と言う強い希望がございましたので、このような形になったことをご理
		解いただければと思います。
	議長	短期間での変更が頻繁にある様では困ります。事前審査でもこの事に
		ついてはお伝えしました。今回は引き継いだ案件と言う事でなかなか難しい初いばなったかり思います。 は、カスカのではないできない。
		しい部分があったかと思います。先月の合意解約の件もありますので、 産業課と農業委員会とで相互でチェックする体制を取り、そう言った事
		産来味と展来安良云とで相互でプェックする体制を取り、そり言つた事が無いようにやってください。
		他にご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議長	無いようですので報告(1)『農地法第18条第6項の規定による通知
	成 八	について』を終わります。
6. その他	議長	執行部よりお願いがございます。3条の現地調査ですが、農業委員と
	一	最適化推進委員の2名で周っていますが、どちらかの方1名で現地調査
		に加わって欲しいと思います。今回は車 3 台を連ねての調査でしたの
		で、3条についてのみ、地域のうち農業委員か最適化推進委員のどちら
		かが現地調査に同行すると言う形を取りたいと思いますが、ご異議ござ
		いませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議が無いようですので、来月からは3条については2名の所を1名
	NA. 7	で現地調査を行うと決定したいと思います。
	1	

7. 令和2年 度第1回農業 員会総会の日 程について	議長	令和2年度第2回南部町農業委員会総会は、令和2年6月10日(水) に開催します。
事務局より	局長補佐	クールビズについて。
お知らせ		5月21日開催 B判定特別委員会について。
	作野委員	花見会会計報告
8. 閉 会	議長	これにて令和2年度第2回南部町農業委員会総会を閉会します。